

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

発行：2021年5月17日(月) No.424

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

ついに緊急事態宣言！中小業者の営業と暮らしを守ろう！！

緊急事態宣言に伴う協力金について

東京、大阪、愛知、福岡で、もっとも感染状況が深刻な「ステージ4」（感染爆発）の水準を超え、変異株の拡大もあることから、12日から、愛知県も「緊急事態宣言」対象となりました。これにより、「酒類・カラオケ設備を提供する飲食店に休業要請」「それ以外の飲食店には午後8時までの時短要請」「百貨店、映画館など大規模商業施設の営業は午後8時まで」「行事、イベントの定員は50%以下で上限5000人」「テレワークで出勤7割減」の措置がおこなわれます。飲食店に対しては、これまで以上に厳しい要請となり、その影響は、他業種も含めての多くの業者に及ぶことが心配されます。飲食業者の方は協力金を申請して、他の業種の方は、「一時支援金」（5/31締切）や「月次支援金」（6月～開始予定）などが使える場合は、積極的に申請しましょう。

<3/22～4/19実施分の県協力金記入説明会>

○日時 5月17日(月) 午後1時～2時 ○場所 民商事務所3階
*前回の申請書の控を持参してください。*レターパック(370円)を用意します。なお、4月20日から5月31日実施分については、6月に申請受付が開始されます。飲食店の方は、お店の時短や休業のお知らせを張り替えておきましょう。見回り隊が、店舗入り口の写真を撮って、チェックしているようです。



一時支援金（飲食店時短や外出自粛の影響を受け、2019年または2020年比で2021年1月、2月、または3月の売上が50%以上減少している方が対象）の事前確認について

民商では、4月23日に一時支援金の学習会をおこない、その際講師をしていただいた春原行政書士に依頼して、5月12日に「事前確認」を実施。6人の方が、1時間ごとの間隔をあけて事前確認に臨みました。「事前確認」は、融資の取引のある銀行か、商工会でも、無料で対応してもらえます。（あらかじめ、電話して聞いてみてください）申請締切りは5月31日まで。自分が該当するかどうか分からないという方は、役員や民商事務局に相談してください。

明日の北部民商を考えるつどい（仮称）を開催

5月10日夜、「明日の北部民商を考える集い（仮称）」を開催し、柳澤会長はじめ、役員・事務局9名が参加。コロナ禍の中、民商の必要性がますます高まる中、北部民商では、役員の高齢化、健康問題や事務局の減少等の問題が明らかとなり、役員の中から、「組織問題を考えなくては」との声が。まずは、業者や会員をとりまく状況、役員・事務局の現状を報告し、「班・支部活動の手引き」を使って、そもそもの民商の組織について説明、北部民商の組織の現状はどうなっているか、生々しく？報告しました。後半



は、それぞれ、思っていることを発言。「コロナによって会員訪問など出来ず、心の余裕がなくなっている」「昔はどこの支部でも申告相談員のベテランが…」また、40代の若手役員は、「新聞など読まないし、商工新聞もPDF化し、ニュースをメールで配信するなど活用しては」などなど、様々な意見が。最後に、柳澤会長から、「集金配達は互いの生活ぶりや営業状況を知るツール、5人くらいの集配やって苦労したが、2人の組からでもどんどん広げていかねば」と結び、次回の予定も確認しました。